

添付書類一覧

	種類	備考
1	財産目録	必須
2	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類	必須
3	社員名簿（公益社団法人のみ）（※閲覧用を含む）	必須
4	当該事業年度の貸借対照表及びその附属明細書	必須
5	当該事業年度の損益計算書及びその附属明細書	必須
6	当該事業年度の事業報告及びその附属明細書	必須
7	当該事業年度の監査報告又は会計監査報告 （※会計監査報告は、会計監査人設置法人のみ）	必須
8	キャッシュフロー計算書 （※作成している場合又は会計監査人を設置しなければならない場合のみ）	必要な場合
9	滞納処分に係る地方税の納税義務がある税目の納税証明書 （※国税に係る納税証明書については添付不要。代わりに確認書の提出が必要）	必須
10	許認可等を証する書類 （※許認可等が必要な場合。すでに提出しているものについては、その有効期限を経過している場合のみ）	必要な場合
11	事業・組織体系図 （※複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある場合で、すでに提出しているものに変更があるときのみ）	必要な場合
12	社員の資格の得喪に関する細則（※公益社団法人が、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合で、すでに提出しているものに変更があるときのみ）及び変更の内容が分かるもの（新旧対照表等）	必要な場合
13	会員等の位置付け及び会費に関する細則（※定款のほかに、会員等の位置付け及び会費に関する何らかの定めを設けている場合で、すでに提出しているものに変更があるときのみ）及び変更の内容が分かるもの（新旧対照表等）	必要な場合
14	寄附の用途の特定の内容がわかる書類 （※公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ）	必要な場合
15	その他行政庁が必要と認める書類	必要な場合

提出書類 効率的な作成の流れ

添付書類の作成・用意

P 6～19

表紙

P 20

別表C(4) 資産取得資金
別表C(5) 特定費用準備資金

P 21～25

- ・申請時において別表C(4)・(5)を作成した法人は、作成する必要がある。
- ・移行後に新たに当該資金を保有する場合は、変更認定が必要となる場合があるので注意。

別表C(2) 控除対象財産

P 26～28

- ・前年度期末及び当年度期末の貸借対照表から数値を記載。

別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表

P 29

- ・別表C(2)「1. 公益目的保有財産」について作成。

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

P 30

- ・貸借対照表及び正味財産増減計算書内訳表から数値を記載。

別表B(5)
公益目的事業比率算定に係る計算表

P 31～32

- ・正味財産増減計算書内訳表から数値を記載

別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表

P 33

- ・別表B(5)から数値を記載。

次ページへ

前ページから



別表A (3) 収益事業等の利益からの繰入

P 3 4

- ・正味財産増減計算書内訳表から数値を記載。
- ・収益事業等の利益からの繰入額を算定する。

別表A 収支相償の計算

※収益・共益で生じた利益の繰入割合が

50%又は利益なし ⇒別表A (1)

50%を超える ⇒別表A (2)

P 3 5 ~ 3 7

- ・正味財産増減計算書内訳表、別表A (3) 等から数値を記載。
- ・前事業年度に剰余金が発生している場合は、加算が必要なので注意。

別表F (1) (2)

各事業に関連する費用額の配賦計算表

P 3 8 ~ 4 0

- ・正味財産増減計算書内訳表等から、数値を記載。

別表H (2)

当該事業年度中の公益目的増減差額の明細

P 4 1 ~ 4 4

- ・正味財産増減計算書内訳表等から、寄附金、賛助会費及び会費並びに運用益などについて記載。

別表H (1)

当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

P 4 5 ~ 4 6

- ・作成した各表、正味財産増減計算書内訳表等から数値を記載。
- ・認定取消し時等に贈与することとなる公益目的取得財産残額を算定する。

別表D

他の団体の意思決定に関与可能な財産

P 4 7

別表E

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

P 4 8

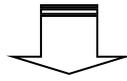
次ページへ



前ページから



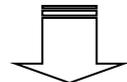
参考資料：監督上の処分等の一覧



P 4 9

別紙 3 法人の事業について
2. 個別の事業の内容について
(1) 公益目的事業について [1]・[2]
(2) 収益事業について
(3) その他の事業（相互扶助等事業）
について

- ・申請時に記載した事業について、実施状況を記載。
- ・申請時に記載した事業に変更（新設・廃止を含む。）がある場合は、変更認定又は変更届が必要になるので注意。



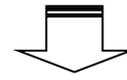
P 5 0 ~ 5 3

別紙 3 法人の事業について
1. 事業の一覧



P 5 4

役員等名簿



P 5 5

別紙 2
法人の基本情報及び組織について

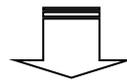
- ・法人の基本情報、組織体制等について記載。



P 5 6 ~ 5 8

別紙 1
運営組織及び事業活動の状況の概要等
について

- ・定款、作成した各表、貸借対照表、正味財産増減計算書内訳表等から記載。



P 5 9 ~ 6 0

提出書（かがみ文書）



P 6 1

提出書類の完成